

## 「第3回旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会」で出された主な意見と旭川市の考え方

## ● 「（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）」について

No.	項目	意見の概要	旭川市の考え方
1	3 市（行政）・市民・飼い主の責務	飼い主の責務として求める「終生飼養」について、動物のQOLを保てない場合の獣医師の安楽殺は含まれるのか。	治療を加えても生存する見込みのない場合や、治療することがかえって動物に苦痛を与えたり、苦痛を長引かせる結果になる場合など、死期を早めることが適当と獣医師等が判断し、安楽殺する場合については、終生飼養に努めることの除外対象としている「その他の正当な理由」に含まれるものと考えます。
2	4 飼い主の遵守事項	茨城県のように、危険な犬種について、その他の犬と区別する「特定犬」制度を導入するのはどうか。	特定の犬種に限らず、人の生命、身体又は財産に害を加えた場合、若しくは害を加えるおそれがあると認める場合には、当該犬の飼い主に対し、当該犬の係留や口輪の装着等の必要な措置を命じることができるよう本条例で規定します。また、飼い主の遵守事項（動物の種類、性質等に応じた飼養、訓練等）や、犬の飼い主の遵守事項（係留等）により、必要な指導ができるものと考えます。
3	4 飼い主の遵守事項	猫の飼い主の遵守事項で室内飼養に努めることとされているが、酪農家等が畜舎内のねずみ捕獲のために屋外で飼養する猫については認めないのか。	猫については、動物の愛護及び管理に関する法律（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準）に準じて室内飼養を求めています。あくまで努力義務のため、屋外飼養を禁止するわけではありません。なお、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準においては、感染症伝播防止の観点から、畜舎等の衛生管理区域内での愛玩動物の飼育が禁止されています（牛、豚、鶏等）。
4	4 飼い主の遵守事項	八雲町（動物の飼養及び管理に関する条例）のように、飼い主の遵守事項の違反について、飼養方法の改善等の措置命令することができる規定を設けることで、踏み込んで指導できるのではできないか。	本条例の施行に必要な限度において、報告を求めたり、立入調査を実施し、飼い主に必要な助言・指導を行うことができるよう規定します。また、報告や立入調査を拒否等をした場合の罰則についても規定します。

No.	項目	意見の概要	旭川市の考え方
5	5 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項	飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項として、「周辺の生活環境を保全し…」とあるが、「周辺環境の保全に努め…」という表現にした方がよいのではないか。	飼い主のいない猫に餌を与える者に対し、その責任と自覚を促すため、周辺の生活環境を保全するために必要な措置を講じるよう求める規定としていますが、御意見も踏まえ、「周辺の生活環境を保全するため、また、猫が増えないようにするために、必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないように努めること。」としました。
6	6 犬・猫の多頭飼養の届出	多頭飼養の届出について、届出対象頭数を10頭より少なくした方がよいのではないか。	多頭飼養の届出については、その実態把握により、多頭飼育崩壊を未然に防ぎ、動物の健康・安全の保持や周辺の生活環境の保全等を図ることが届出制度導入の主な目的と考えます。 多頭飼育崩壊のおそれがある一つの目安として、犬・猫が複数回繁殖することにより達する頭数である10頭を届出対象頭数に設定していますが、運用後、必要に応じて見直しを検討します。
7	6 犬・猫の多頭飼養の届出	多頭飼育崩壊を起こすような飼い主は、多頭飼養の届出をしないのではないか。 また、届出を指導したにもかかわらず拒否された場合、中核市の権限では踏み込めないのではないか。	多頭飼養の届出制度を導入することにより、周囲からの通報による多頭飼養の情報把握も期待できることから、届出制度について広く周知していきたいと考えます。 多頭飼養に係る調査・指導については、条例の施行に必要な限度において、報告を求めたり、立入調査を実施し、飼い主に必要な助言・指導を行うことができるよう規定します。 また、報告や立入調査を拒否等をした場合の罰則についても規定します。 なお、動物虐待等の不適正飼養を疑う案件については、これまでどおり北海道と連携して調査・指導します。

No.	項目	意見の概要	旭川市の考え方
8	6 犬・猫の多頭飼養の届出	多頭飼養の届出について、届出の除外対象となっている動物取扱業者、国・地方公共団体のほか、どのようなものを想定しているのか。	多頭飼養の届出制度を導入している他の自治体における取扱状況を踏まえ、多頭飼養の実態把握の可否等の観点から、届出の除外対象として次のとおり規定する予定です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物取扱業者</li> <li>・国又は地方公共団体</li> <li>・獣医療法に基づく診療施設の開設届出者</li> <li>・化製場等に関する法律に基づく動物（犬）の飼養又は収容の許可を受けた者</li> <li>・教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用に供するため に犬又は猫を飼養する者</li> </ul>
9	10 犬による事故発生の届出など	犬が人の生命、身体又は財産に害を加えた場合、若しくは害を加えるおそれがあると認める場合、犬の飼い主に対し、犬の係留や口輪の装着を命じることができるとされているが、口輪の装着だけでは不十分なので、犬の矯正等も含めた方がよいのではないか。	犬の飼い主に対する措置命令の例示として、「係留等」「口輪の装着」を挙げましたが、これに限らず必要な措置を命じることができる規定としています。 犬の矯正等も含め、必要な措置を検討します。
10	その他	虐待に関する通報受理（動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2）や不適正飼養に係る指導、助言、措置の勧告、命令等（同法第25条）について規定しないのか。	不適正飼養に係る指導、助言、措置の勧告、命令等については、中核市にその権限がないため、条例に規定していませんが、虐待に関する通報を旭川市で受理することも想定されることから、同法第25条に関する権限を有する北海道との密接な連携について、市の責務として規定します。 また、市としても、飼い主の遵守事項や多頭飼養に対する助言・指導を行うことができる規定としています。 なお、動物の虐待に関しては、国が来年度までに対応方法に関するガイドラインを策定する方針であることから、当該ガイドラインに基づき、北海道と連携して対応したいと考えます。

● 「（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）」について

No.	項目	意見の概要	旭川市の考え方
11	動物愛護基金	動物愛護基金の創設に先行して、あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）の使い道に、動物愛護に関する内容を追加できないか。	御意見を踏まえ、ふるさと納税担当課等と協議した結果、11月2日からあさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）の使い道に動物愛護に関する内容を追加しました。